

は じ め に

この報告書は、平成 22 年 10 月 1 日現在で行われた平成 22 年国勢調査の集計結果から、山形県の人口・世帯数及び世帯の構成、人口の移動状況などに関する事項について取りまとめたものです。

国勢調査は、日本に住むすべての人を対象に、国内の人口・世帯等の実態を明らかにすることを目的として行われる国の最も重要な統計調査で、大正 9 年からほぼ 5 年ごとに実施されており、平成 22 年調査は 19 回目になります。

今回の調査結果では、県人口の減少幅の拡大、少子・高齢化の進行、世帯規模の縮小、高齢者世帯の増加などが明らかになったところです。

県では、平成 22 年 3 月に策定した「第 3 次山形県総合発展計画」に基づき、人口減少に対応した取り組みとともに、人口減少を抑制する取り組みを強化し、活力ある地域社会づくりを進めてまいります。

本報告書が、各種行政施策の企画・立案、学術研究、企業活動など各方面において広く御活用いただければ幸いです。

おわりに、平成 22 年国勢調査に多大な御理解、御協力をいただきました県民の皆様と調査事務に御尽力をいただきました市町村関係者、指導員、調査員及び関係各位に心から感謝申し上げます。

今後とも、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

平成 24 年 3 月

山形県企画振興部長

森 谷 俊 雄

平成22年国勢調査 人口等基本集計結果報告書 － 目 次 －		利用上の注意 平成22年国勢調査結果の概要	1
1 人口			
	(1) 県人口		10
	(2) 地域別人口		12
	(3) 市町村別人口		13
	(4) 市部・郡部別人口		15
	(5) 人口集中地区人口		16
2 年齢別人口			
	(1) 人口ピラミッド		17
	(2) 若年層の人口		19
	(3) 年齢3区分別人口		20
	(4) 年齢構成指数		23
	(5) 平均年齢		24
3 配偶関係			25
4 世帯			
	(1) 世帯数・世帯人員		28
	(2) 世帯の家族類型		30
	(3) 高齢者世帯		35
5 住宅			
	(1) 居住状況		36
	(2) 住宅の建て方状況		38
6 外国人			39
7 人口の移動状況			
	(1) 5年前の常住地別人口		41
	(2) 年齢別移動人口		41
	(3) 他都道府県との移動状況		43
	(4) 市町村における移動状況		46
	(5) 市町村間の移動状況		48
	(6) 他地域との移動状況		49
統計表 I			
第1表	人口、人口増減、面積及び人口密度		50
第2表	男女別人口、世帯		51
第3表	年次別人口		52
第4表	世帯数の推移（総数）		54
第5表	世帯数の推移（一般世帯）		55
第6表	世帯数の推移（施設等の世帯）		56
第7表	年齢別人口		57
第8-1表	人口集中地区人口の推移		95
第8-2表	人口集中地区面積の推移		97
第9表	配偶関係		99
第10表	世帯人員		101
第11表	世帯の家族類型		103
第12表	持ち家に住む一般世帯		119
第13-1表	外国人(全域)		120
第13-2表	外国人(人口集中地区)		122
第14表	市町村間移動（クロス表）		123

統計表 II

第1表 主要統計表

(全国、都道府県ランキング)

① 人口	
② 人口増加数	125
③ 人口増加率	
④ 世帯数	
⑤ 世帯人員	126
⑥ 1世帯あたり人員	
⑦ 年齢不詳人口	
⑧ 面積	
⑨ 人口密度	127
⑩ 平均年齢	
⑪ 年齢中位数	
⑫ 性比	
⑬ 年齢(3区分)別人口	128
⑭ 年齢(3区分別)人口割合	
⑮ 人口指数	
⑯ 年齢別人口(その2) [75歳以上、85歳以上]	129
⑰ 年齢別人口割合 [75歳以上、85歳以上]	
⑱ 配偶関係	130
⑲ 世帯の家族類型	133
⑳ 65歳以上の高齢者 がいる一般世帯	135
㉑ 住宅の状況	136
㉒ 外国人	137
㉓ 移動人口	138

第2表 主要統計表

(県、市部・郡部、地域別、市町村ランキング)

① 人口	
② 人口増加数	139
③ 人口増加率	
④ 世帯数	
⑤ 世帯人員	140
⑥ 1世帯あたり人員	
⑦ 年齢不詳人口	
⑧ 面積	
⑨ 人口密度	141
⑩ 平均年齢	
⑪ 年齢中位数	
⑫ 性比	
⑬ 年齢(3区分)別人口	142
⑭ 年齢(3区分別)人口割合	
⑮ 人口指数	
⑯ 年齢別人口(その2) [75歳以上、85歳以上]	143
⑰ 年齢別人口割合 [75歳以上、85歳以上]	
⑱ 配偶関係	144
⑲ 世帯の家族類型	147
⑳ 65歳以上の高齢者 がいる一般世帯	149
㉑ 住宅の状況	150

巻末資料 国勢調査の結果からみた山形県のすがた
(全国結果、都道府県との比較)

① 人口総数	151	⑩ 単独世帯率	
② 人口増加率		⑪ 核家族率	155
③ 世帯総数	152	⑫ 3世代同居率	
④ 1世帯当たり人員		⑬ 65歳以上の高齢者 がいる世帯の割合	156
⑤ 年少人口割合		⑭ 高齢単独世帯の割合	
⑥ 生産年齢人口割合	153	⑮ 高齢夫婦のみ世帯の割合	
⑦ 老年人口割合		⑯ 持ち家率	157
⑧ 未婚率	154		
⑨ 有配偶率			

付録

平成22年国勢調査の概要	158
平成22年国勢調査調査票(写)	160

利 用 上 の 注 意

1 利用上の注意

- (1) 本報告書（以下「本書」という。）は、平成 22 年 10 月 1 日現在で行われた平成 22 年国勢調査について、総務省統計局から公表された「人口等基本集計結果」及び「移動人口の男女・年齢等集計結果」から、本県分について取りまとめたものです。
- (2) 特にことわりのない各年次及びその数値は、各年の国勢調査及びその数値です。
- (3) 小数点以下の数値は四捨五入して表示しているため、個々の数値を合算して得た数値とは必ずしも一致しません。また、分類不能も総数に含まれるため各項目の計が総合計と一致しない場合があります。
- (4) 掲載した各種割合は、特に注記のない限り、分母から不詳を除いて算出しています。
- (5) 使用記号は次のとおりです。

「－」は該当数字がないもの、「0.0」は単位未満の数

「△」は負数

- (6) 市町村合併について

① 県内の市町村合併状況（平成 22 年 10 月 1 日現在）

新市町名	合併期日	旧市町村名
庄内町	平成 17 年 7 月 1 日	立川町、余目町
鶴岡市	平成 17 年 10 月 1 日	鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町
酒田市	平成 17 年 11 月 1 日	酒田市、八幡町、松山町、平田町

② 合併市町村の取扱い

平成 22 年国勢調査の集計結果の表章は、合併後の市町村の境域に基づいており、各年の比較の際は、平成 22 年 10 月 1 日現在の市町村単位に組替えています。

なお、一部、旧市町村での比較も行っています。

- (7) 本書における地域区分は次のとおりです。

区 分	市 町 村 名
村山地域	山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町
最上地域	新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村
置賜地域	米沢市、長井市、南陽市、高島町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町
庄内地域	鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町

2 用語の解説

人 口

国勢調査における人口は、調査年の 10 月 1 日午前零時現在の「常住人口」です。

常住人口とは、調査時に常住している場所で調査する方法（常住地方式）による人口をいいます。

「常住している者」については、本書 158 ページに記載の「平成 22 年国勢調査の概要」中、調査の対象を参照願います。

また、日本国内に常住する外国人は、基本的に調査の対象となっていますが、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む）及びその家族、外国軍隊の軍人・軍属及びその家族は

調査の対象から除外されています。

※ 昭和 25 年以前の人口の定義については、本書9ページに記載のユーザーズガイドから参照してください。

面積と人口密度

統計表に掲載してある面積及び人口密度は、国土交通省国土地理院が公表した「平成 22 年全国都道府県市区町村別面積調」によります。また、境界未定地域については、総務省統計局において面積を推定しているため、国土地理院の公表する面積とは一致しないことがありますので、利用の際には注意が必要です。

人口密度については、国勢調査令等によって調査の対象外であった地域の面積を除いて算出されています。

なお、人口集中地区の面積は、総務省統計局において測定したものです。

人口性比

「人口性比」とは、女性 100 人に対する男性の数をいいます。

$$\text{人口性比} = \frac{\text{男性人口}}{\text{女性人口}} \times 100$$

年齢・平均年齢・年齢中位数

(1) 年齢

「年齢」は、平成 22 年 9 月 30 日現在による満年齢を基に集計しています。

なお、平成 22 年 10 月 1 日午前零時に生まれた人は、0 歳に含んでいます。

(2) 平均年齢

「平均年齢」は、以下のとおり算出しています。

$$\text{平均年齢} = \frac{\text{年齢(各歳)} \times \text{各歳別人口}}{\text{各歳別人口の合計}} + 0.5$$

※ 平均年齢に 0.5 を加える理由

国勢調査では、10 月 1 日現在の満年齢（誕生日を迎えるごとに 1 歳を加える年齢の数え方）を用いて集計しています。

つまり、10 月 1 日現在で X 歳と 0 日の人も、X 歳と 364 日の人も同じ X 歳として集計しています。

そこで、平均年齢を算出する際、X 歳と 0 日から 364 日までの人がいることを考慮し、平均である半年分（0.5 歳）を加えているものです。

(3) 年齢中位数

「年齢中位数」とは、人口を年齢順に並べたとき、その中央で人口を 2 等分する境界点にある年齢のことをいいます。

(4) 主な指数の算出方法等

年齢 3 区分人口

年少人口 … 0～14 歳人口

生産年齢人口 … 15～64 歳人口

老年人口 … 65 歳以上人口

年齢3区分人口割合

- 年少人口割合 … 総数に占める年少人口の割合
- 生産年齢人口割合 … 総数に占める生産年齢人口の割合
- 老年人口割合 … 総数に占める老年人口の割合

$$\text{年少人口指数} = \frac{\text{年少人口}}{\text{生産年齢人口}} \times 100$$

$$\text{老年人口指数} = \frac{\text{老年人口}}{\text{生産年齢人口}} \times 100$$

$$\text{従属人口指数} = \frac{(\text{年少人口} + \text{老年人口})}{\text{生産年齢人口}} \times 100$$

$$\text{老年化指数} = \frac{\text{老年人口}}{\text{年少人口}} \times 100$$

人口集中地区

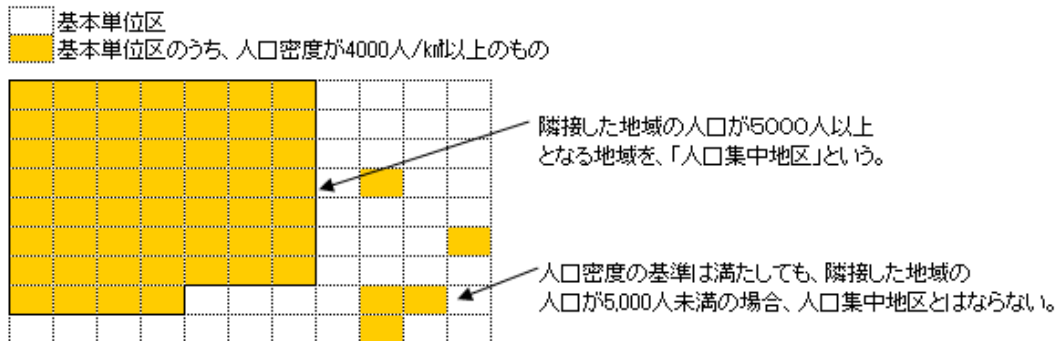
「人口集中地区」とは、市区町村の境域内において、人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上）が隣接し、かつ、その隣接した基本単位区内の人口が5,000人以上となる地域です。

人口集中地区は、平成2年調査までは、国勢調査の調査員が担当する地域である調査区を基に設定してきましたが、平成7年調査からは基本単位区(本ページ下記参考)を基にしています。

人口集中地区を設定した経緯

- 1 昭和28年に施行された「町村合併促進法」等に伴う「昭和の大合併」により、市部の地域内に、農漁村的性格の強い地域が広範囲に含まれるようになりました。
- 2 市部の地域は、従来表していた統計上の「都市的地域」としての特質を必ずしも明瞭に表さなくなり、統計の利用に不便が生じてきました。
- 3 昭和35年調査の際に、この「都市的地域」の特質を明らかにする新しい統計上の地域単位として「人口集中地区」を設定し、これらについても集計することにしました。
- 4 地方交付税の交付額算定基準の一つとして利用されているほか、都市計画、地域開発計画などの各種行政施策、学術研究、民間の市場調査などに広く利用されています。

<人口集中地区の概念図>



<参考>

「基本単位区」は、市区町村を細分した地域（学校区、町丁・字等など）についての結果を利用できるようにするために、平成2年調査の際に導入した地域単位です。これを表す基本単位区番号

は、4桁の町字コードと5桁の基本単位区コードから構成されています。街区方式による住居表示を実施している地域では、原則として一つの街区を基本単位区の区画としています。それ以外の地域では、街区方式の場合に準じ、道路、河川、鉄道、水路など地理的に明瞭で恒久的な施設等によって区分けされた区域を基本単位区の区画としています。基本単位区の区画は、街区方式による住居表示の新たな実施などやむを得ない理由により変更する場合のほかは、固定されています。

配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分しています。

- (1) 未婚 まだ結婚したことのない人
- (2) 有配偶 届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人
- (3) 死別 妻又は夫と死別して独身の人
- (4) 離別 妻又は夫と離別して独身の人

国籍

国籍を「日本」のほか、「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」に区分しています。

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のとおりです。

- (1) 日本と日本以外の国の国籍を持つ人は「日本」
- (2) 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人は、調査票の国名欄に記入された国

※ 本書の外国人について、表章されていない国籍はその他に含めています。

世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。

(昭和60年以降の調査)

区 分	内 容
一般世帯	ア 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者 ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数関係なく雇主の世帯に含めています。 イ 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者 ウ 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者
施設等の世帯	
寮・寄宿舎の学生・生徒	学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり (世帯の単位:棟ごと)
病院・療養所の入院者	病院・療養所などに、すでに3か月以上入院している入院患者の集まり (世帯の単位:棟ごと)
社会施設の入所者	老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり (世帯の単位:棟ごと)
自衛隊営舎内居住者	自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり (世帯の単位:中隊又は艦船ごと)
矯正施設の入所者	刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり (世帯の単位:建物ごと)
その他	定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠(住所)を有しない船舶乗組員など (世帯の単位:一人一人)

※ 昭和55年以前の詳細な定義については、本書9ページに記載のユーザーズガイドから参照してください。

＜参考 世帯の定義の変遷:大正9年～平成22年＞

区 分	大正9年 ～昭和22年	昭和25年	昭和30年	昭和35年 ～50年	昭和55年	昭和60年以降
単 独 世 帯 の 世 帯 主	普通世帯	一人の準世帯	普通世帯		普通(単独)世帯	一般世帯
二人以上の普通世帯の世帯主 世帯主の親族 単身の同居人 単身の住み込みの家事使用人	普通世帯					一般世帯
単身の住み込み 営業使用人	5人以下の場合	雇 主 の 普 通 世 帯		雇主の普通世帯	雇主の普通世帯	雇主の一般世帯
	6人以上の場合			まとめて一つの準世帯		
素人下宿の 単身の下宿人	1人だけの場合	下 宿 主 の 普 通 世 帯	一 人 の 準 世 帯			一人の一般世帯
	2人以上の場合		まとめて一つの準世帯	一人一人を一つの準世帯		一人一人を一つの一般世帯
間借り自炊 する単身者	1人だけの場合	間 借 主 と は 別 の 普 通 世 帯	一 人 の 準 世 帯			一人の一般世帯
	2人以上の場合		まとめて一つの準世帯	一人一人を一つの準世帯		一人一人を一つの一般世帯
下宿屋に下宿している単身者	まとめて一つの準世帯		一人一人を一つの準世帯		一人一人を一つの一般世帯	
会社などの独身寮(寄宿舎)	まとめて一つの準世帯				一人一人を一つの準世帯	一人一人を一つの一般世帯
学 校 の 寄 宿 舎 病 院 ・ 療 養 所 社 会 施 設 船 舶 旧 軍 隊 ・ 旧 警 察 予 備 隊 ・ 自 衛 隊 矯 正 施 設	まとめて一つの準世帯					まとめて一つの施設等の世帯

なお、昭和60年以降の調査における一般世帯、施設等の世帯の区分と、昭和55年調査での普通世帯、準世帯との対応関係は以下のとおりです。

一般世帯、施設等の世帯と、普通世帯、準世帯との区分の対応関係

	一 般 世 帯	施 設 等 の 世 帯
普通世帯	○ 住居と生計を共にしている人の集まり ○ 一戸を構えて住んでいる単身者	
準世帯	○ 間借り・下宿などの単身者 ○ 会社などの独身寮の単身者	○ 寮・寄宿舎の学生・生徒 ○ 病院・療養所の入院者 ○ 社会施設の入所者 ○ 自衛隊営舎内居住者 ○ 矯正施設の入所者 ○ その他

世帯主・世帯人員

- (1) 世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によります。
- (2) 世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいいます。

世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した分類をいいます。

区 分	内 容
親族のみの世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯
非親族を含む世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
単独世帯	世帯人員が一人の世帯

※ 平成 22 年調査から、「親族世帯」及び「非親族世帯」を、「親族のみの世帯」及び「非親族を含む世帯」に変更されています。

また、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分しています。

I 核家族世帯	(1) 夫婦のみの世帯
	(2) 夫婦と子供から成る世帯
	(3) 男親と子供から成る世帯
	(4) 女親と子供から成る世帯
II 核家族以外の世帯	(5) 夫婦と両親から成る世帯 1 夫婦と夫の親から成る世帯 2 夫婦と妻の親から成る世帯
	(6) 夫婦とひとり親から成る世帯 1 夫婦と夫の親から成る世帯 2 夫婦と妻の親から成る世帯
	(7) 夫婦、子供と両親から成る世帯 1 夫婦、子供と夫の親から成る世帯 2 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
	(8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯 1 夫婦、子供と夫の親から成る世帯 2 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
	(9) 夫婦と他の親族(親、子供を含まない)から成る世帯
	(10) 夫婦、子供と他の親族(親を含まない)から成る世帯
	(11) 夫婦、親と他の親族(子供を含まない)から成る世帯 1 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯 2 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯
	(12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯 1 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯 2 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯
	(13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
	(14) 他に分類されない世帯

3 世代世帯

「3 世代世帯」とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問いません。

したがって、4 世代以上が住んでいる場合も含まれます。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がいない場合も含まれます。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系となる 3 世代世帯は含まれません。

母子世帯・父子世帯

(1) 母子世帯

未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

(2) 父子世帯

未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

(3) 母（父）子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）

平成22年調査から、上記「母子世帯」及び「父子世帯」のほか、未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子供及び他の世帯員（20歳以上の子供を除く。）から成る一般世帯を含めた世帯を「母（父）子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）」として表章されています。

高齢単独世帯・高齢夫婦世帯

(1) 高齢単独世帯

65歳以上の人一人のみの一般世帯をいいます。

(2) 高齢夫婦世帯

夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯をいいます。

※ 高齢単独世帯・高齢夫婦世帯については昭和55年から集計されていますが、その定義は次のとおり各回調査で若干異なっています。

項目	調査年	内容
高齢単独世帯	昭和55年及び60年	60歳以上の人一人のみの世帯 60歳以上の人一人と未婚の18歳未満の者のみから成る世帯
	平成2年	夫又は妻のいずれかが65歳以上の夫婦1組のみの一般世帯
高齢夫婦世帯	昭和55年及び60年	夫又は妻のいずれかが60歳以上の夫婦1組のみの世帯 いずれかが60歳以上の夫婦1組と未婚の18歳未満の人のみから成る世帯（ただし、未婚の18歳未満の人が世帯主である場合には、いずれかが60歳以上の夫婦が世帯主の父母又は祖父母である世帯）

住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分しています。

区分	内容
住宅	一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含む。） 一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに1戸の住宅となります。
住宅以外	寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物 なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれます。

住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分しています。

区 分	内 容
主世帯	「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯
持ち家	居住する住宅がその世帯の所有である場合 なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払が完了していない場合も含まれます。
公営の借家	その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市(区)町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合
都市再生機構・公社の借家	その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合 ※ 雇用・能力開発機構の雇用促進住宅(移転就職者用宿舎)も含まれます。
民営の借家	その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合
給与住宅	勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合 ※ 家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれます。
間借り	他の世帯が住んでいる住宅(持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅)の一部を借りて住んでいる場合

延べ面積

「延べ面積」とは、各居室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいいます。ただし、農家の土間や店舗併用住宅の店・事務室など営業用の部分は延べ面積には含まれません。また、アパートやマンションなどの共同住宅の場合は、共同で使用している廊下・階段など共用部分は、延べ面積には含まれません。

住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方により、次のとおり区分しています。

区 分	内 容
一戸建	1建物が1住宅であるもの なお、店舗併用住宅の場合でも、1建物が1住宅であればここに含まれます。
長屋建	二つ以上の住宅を棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの いわゆる「テラス・ハウス」も含まれます。
共同住宅	棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの ※ 1階が店舗で、2階以上が住宅になっている建物も含まれます。 ※ 建物の階数により「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11～14階建」、「15階建以上」に5区分しています。また、平成17年調査から世帯が住んでいる階についても、建物の階数と同様に五つに区分しています。
その他	上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

人口移動集計

移動人口の男女・年齢等集計は、人口等基本集計に対応しており、人口の転出入状況や5年前の常住地の市区町村と現住地の市区町村との関係などを集計したものです。

5年前の常住地（大規模調査（10年ごとに実施）のみ）

世帯員が調査時の5年前（平成17年10月1日）に居住していた市区町村をいい、次のとおり区分しています。また、5年前には当該市区町村に居住していたが、調査時には他の市区町村に居住していた者は、他県、県内他市区町村又は自市内他区への転出として結果表に表章しています。

なお、平成22年調査から、5歳未満の者についても、出生後ふだん住んでいた場所を調査しています。

区 分	内 容
現住所	調査時における常住地と同じ場所
国内	日本国内
自市区町村内	調査時における常住地と同じ市町村(20大都市の場合は同じ区)
自市内他区	20大都市(東京都特別区並びに政令指定都市である札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市及び福岡市)について、同じ市又は東京都特別区の他の区
県内他市区町村	同じ都道府県内の他の市区町村
他県	他の都道府県
転入(国外から)	日本以外

平成22年国勢調査 人口等基本集計結果報告書（山形県）について

本報告書は、県立図書館、県行政情報センター、各市町村などで閲覧できます。

また、山形県ホームページに掲載しています。 山形県 <http://www.pref.yamagata.jp/>※


※ 企画振興部統計企画課又は統計情報データベースから「国勢調査」をご覧ください。

平成22年国勢調査結果の利用について

国勢調査の結果を利用するには、インターネットの利用又は報告書を閲覧する方法があります。

1 結果の利用のしかた

(1) インターネットを利用する方法

総務省統計局及び政府統計の総合窓口(e-Stat)  ホームページから利用できます。

総務省統計局 <http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/index.htm>

(2) 報告書等を閲覧する方法

インターネット等による公表の後、主な結果を収録した報告書等は、県立図書館、県行政情報センター、各市町村などで閲覧できます。

2 ユーザーズガイド～結果の詳細な使いかた～

(1) インターネット版

総務省統計局ホームページに掲載しています。

ユーザーズガイド <http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/users-g.htm>

(2) 冊子版

県立図書館、各市町村などで閲覧できます。内容は、インターネット版を編集したものです。
なお、インターネット版から、冊子版をPDF化したものをダウンロードできます。